



入院期間中の紙おむつ代の助成

紙おむつ持込不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

□**対象期間** 3月1日～6月30日入院分
□**助成金額** 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)

対 次の全てに該当する方

- 入院期間(紙おむつ代請求期間)中に本市に住民登録をしている
- 40歳以上で、入院時に介護保険で要介護1以上の認定を受けている
- 紙おむつ持込禁止の医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
- 入院期間中に生活保護を受給していない

□**申請**

時 7月11日(月)～8月1日(月)の平日

場 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)

持 ●介護保険被保険者証のコピー ●振込先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)
●認め印 ●病院が発行した領収書のコピー

※領収書には、対象者氏名・入院期間・紙おむつ代の金額の記載が必要です。領収書の金額にシーツ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要です。

※次回受付は、11月を予定(7～10月入院分)

◆高齢者支援課(☎042-438-4028)

放課後等デイサービス・児童発達支援の支給量には上限があります

4月から障害児通所給付費(放課後等デイサービス・児童発達支援)の支給量の上限は、厚生労働省の通知を受けて

1カ月当たり原則23日となっています。

現在23日を超えて支給決定を受けている方は、更新の際に原則として1カ月当たり23日になります。ただし、障害児の状態など(家族の就労支援・レスパイトを除く)に鑑み、必要と認める場合は上限を超えて支給します。

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆障害福祉課(☎042-438-4034)

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料・受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。

□**受講料貸付限度額**

中学3年生・高校3年生など…20万円

□**受験料貸付限度額**

中学3年生など…2万7,400円

高校3年生など…8万円

対 市内在住世帯の生計中心者

※貸付には条件があります。詳細は、お問い合わせください。

場 西東京市社会福祉協議会

(☎042-422-2010)

◆生活福祉課(☎042-438-4022)

医療券(気管支ぜん息)の更新～大気汚染医療費助成制度～

都内に1年(3歳未満は6カ月)以上在住の18歳未満で、気管支ぜん息などに罹患しているなど要件を満たす方を対象に、認定疾病に係る医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。

有効期間満了後も引き続き助成を受けるには更新手続きが必要です。

□**更新手続きの目安** 有効期間満了1カ月前に市区町村窓口でお手続きください。

□平成9年4月1日以前生まれの方

有効期間満了までに更新しないと資格が喪失し、再度認定を受けられなくなります。※詳細は、固のHPをご覧ください。

場 東京都福祉保健局環境保健衛生課

(☎03-5320-4491)

◆健康課(☎042-438-4021)

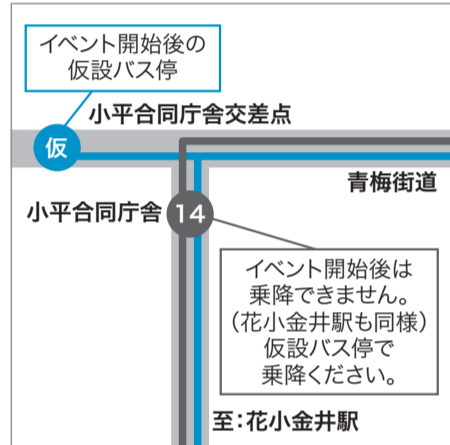
くらし はなバス第4北・南ルート一時変更

◆はなバス第4北・南ルート 花小金井駅北口周辺でのイベント開始後の乗降

7月16日(土)・17日(日)午後5時～9時、花小金井駅北口周辺でイベントが開催されるため、花小金井駅まで運行ができません。イベント開始後は14番小平合同庁舎と15番花小金井駅のバス停での乗降は、小平合同庁舎北側の青梅街道上に設置する仮設バス停からとなります。

当日の運行は、下図・市HP・バス停の掲示物をご覧ください。

■第4北・南ルート花小金井駅北口周辺におけるイベント開始後の乗降



◆都市計画課(☎042-438-4050)

沿線3市連携事業

ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識調査

対 平成26年に国が実施した「経済センサス基礎調査」の名簿から無作為に抽出された、西東京・清瀬・東久留米市内の従業員数5～299人の企業や事業所1,500(うち本市は600)

□**調査方法** 7月中旬に対象の事業所へ調査票を郵送します。調査票が届いた方は設問に答え、7月25日(月)(消印有効)までに、同封の返信用封筒で返送してください。詳細は、市HPをご覧ください。

本事業を行う「沿線3市男女共同参画連携事業実行委員会」は、上記3市が男女共同参画の推進を目的に連携した組織です。今年度のテーマは「ワーク・ライフ・バランス」です。この事業は多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用しています。

◆男女平等推進センター

(☎042-439-0075)

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えて、設計図を基に簡易耐震診断をし、指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。

時 7月9日(土)午前9時30分～午後0時30分 ※1人40分程度

場 田無庁舎1階

対 地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している市内の住宅
※原則、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

定 8人(申込順)

申 7月6日(水)までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会

◆都市計画課(☎042-438-4051)

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 平成28年度 保険料の納付をお願いします

国民健康保険料

国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主の方へ送付します。

国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。

□**納付書や口座振替での納付(普通徴収)**

7月から翌年2月までの8回に分けてお願いしています。期限内に必ず納付するようご協力ください。

□**年金からの納付(特別徴収)**

対 次の全てに該当する方

- 世帯主が国保の加入者
- 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付書

や口座振替での納付となります。 ※今年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□**特別徴収から口座振替への変更**

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。

◆**非自発的失業者の方は保険料の軽減手続きを**

対 次の全てに該当する方

- 平成21年3月31日以降に失業した方
- 離職日時点で65歳未満の方
- ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
11、12、21、22、23、31、32、33、34

※詳細は、お問い合わせください。

◆保険年金課(☎042-460-9822)

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します(平成27年1～12月の所得を基に算出)。

保険料率は、2年ごとに見直されます。平成28・29年度は、均等割額が4万2,400円(改定前4万2,200円)、所得割率が9.07%(改定前8.98%)、保険料の賦課限度額が57万円(変更なし)となり、

前年と同じ所得であっても保険料額が変更となります。

□**前年度から引き続き特別徴収(年金からの納付)の方** 決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□**10月から特別徴収が始まる方** 保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・

翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□**特別徴収ではない方** 7月から翌年2月までの8回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□**2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方** 27年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額

決定通知書を送付します。納期限は、8月1日の1回のみです。平成28年度の保険料と併せて納付してください。

◆保険年金課(☎042-460-9823)

場 制度について…東京いきいきネットHP または東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

(☎0570-086-519 ※PHS・IP電話からは03-3222-4496 ※平日午前9時～午後5時)

介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料納入通知書を7月15日に発送します。

介護保険は高齢者を社会全体で支える

仕組みです。介護が必要になった時に安心してサービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。

◆**シルバーパスの所得確認書類に**

この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類

として活用できる場合があります。再発行はできませんので、必要な方は大切に保管しておいてください。

□**年金から納付している方** 明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。

□**納付書が届いた方** コンビニ納付およ

びペイジーによる納付が可能です。 ※10月以降に年金から納付される方へは口座振替依頼書を同封していません。

◆高齢者支援課(☎042-438-4031)

●**口座振替をご希望の方** 口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続きには時間がかかりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。

●**納付が困難な方はご相談ください。**

●**保険料の控除** 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。